

原則、郵送による申告書の提出にご協力ください。

(申告書には必ず電話番号をご記入ください。)

※提出先は、藤沢市役所市民税課です。

※寄附金の領収書以外はコピーでも構いません。

(お知らせ)

各市民センターにおける出張受付について

令和3年度市民税・県民税の各市民センターにおける出張受付については、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の状況を考慮し、次のとおり対応する予定となっておりますのでご案内します。

【2月8日（月）以降も緊急事態宣言が延長された場合】

延長期間によらず、各市民センターにおける出張受付は中止しますので、郵送による申告書の提出にご協力ください。

【2月7日（日）で緊急事態宣言が終了した場合】

各市民センターにおける出張受付は開催いたしますが（説明書P3）、ご自宅等で作成してきていただいた申告書の提出のみ受け付けます（今年度については相談はできません）。

※申告書を提出される際は、添付資料チェック欄等のうち、添付した資料の項目にチェックし、申告書等と併せてご提出ください。

- ・出張受付の開催状況については今後変更になる可能性がありますので、最新の状況は次の藤沢市ホームページをご確認ください。

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/siminzei1/kurashi/zekin/shimin/setsume/shinkoku.html>

(QRコード)



(問い合わせ先)

藤沢市役所 市民税課

(代表) 0466-25-1111